

入院患者さんへ

4月1日から

入院中の食事の料金

が変わります

医療費に関する省令の改正により、入院中の食事にかかる費用が次のとおり変更となります。

入院中の患者さんについては、負担額が変更となりますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

1. 変更日 4月1日（金）朝食から
2. 食事費用 （1食につき）

	区分	平成28年 3月31日まで	平成28年 4月1日から
①	一般の方	260円	360円
②	指定難病・小児慢性特定疾病の方	260円	負担額は 現行どおり
③	住民税非課税の世帯に属する方 （④を除く）	210円	
④	③のうち、所得が一定基準に満たない方など	100円	

平成28年3月 病院長

	区分	平成 28 年 3 月 31 日まで	平成 28 年 4 月 1 日から
①	一般の方	260円 	360円
②	指定難病・小児慢性特定疾病の方	260円	負担額は 現行どおり
③	住民税非課税の世帯に属する方 (④を除く)	210円	
④	③のうち、所得が一定基準に満た ない方など	100円	

